

AOAC INTERNATIONAL 日本セクション規定

1999年5月11日制定

2010年6月5日改定

第I条 セクション規定と協会規定に矛盾がある場合の取り扱い

AOAC INTERNATIONAL 日本セクション(以後「セクション」)の規定とAOAC INTERNATIONAL(以後「協会」)の規定の間に矛盾がある場合には、後者が優先する。

第II条 名称、事務局および会員対象地域

セクション名は「AOAC INTERNATIONAL 日本セクション」とする。AOAC INTERNATIONAL 日本セクションの会員対象地域は日本国内とする。セクションの事務局は、財団法人日本食品分析センター(〒151-0062 東京都渋谷区元代々木町52-1)内におく。

第III条 目的

セクションは、「分析科学における質の高いバリデーションの方法を推進する」(協会規定第II条)ために次の項目を行う。

1. 協会の目的に関心を持ちその活動に参加する。
2. 協会とその会員のために日本の方向性やそれを話し合う場を提供し、日本における分析科学のニーズを提言していく。
3. 日本における分析科学者の知識と技術レベルの向上を目指す活動(セミナー、フォーラム、ワークショップ等)を提供する。
4. 日本セクション会員相互、および協会会員とのコミュニケーションを向上させる方法を提供する。
5. 日本国内にあって、会員ではない産官学の試験・研究・教育機関および個人に対し、セクションと協会の活動への参加を促すための広報を行う。
6. 分析方法の開発とバリデーションについて、産官学との協力関係を構築する。

第IV条 会員

第1項 会員

協会の会員はセクションの会員となることができる。また、協会の会員でなくても、日本国内に居住または勤務している個人がセクションの活動に関心を持つ場合にはセクションの会員になれるが、セクション執行委員会の役員を選出する選挙での被選挙権はない。セクション会員名簿はセクションの庶務幹事が管理する。会員は、執行委員会が設定する要件を満たさなくてはならない。

第2項 会員の権利

セクション会員は全員、セクションの規定に従って、セクションの活動に参加し運営に関する事項に投票する権利を有する。

第3項 会費

年会費は執行委員会が毎年定める。

第4項 居住地

会員は、日本国内に居住または勤務していることを要する。居住地および勤務地がともに日本国内になくても、協会の会員であって協会に登録されている郵送先住所が日本国内である場合はセクション会員になることができる。

第V条 役員および顧問

第1項 役員

会員、次期会長、庶務幹事4名、会計幹事2名、事務局長を役員とする。役員は、セクションの活動の管理と実施に責任を持つ。

第2項 顧問

執行委員会は複数の顧問を任命することができる。顧問は分析科学に関する高所からの助言を行う。会長は、

任期満了と同時に代表顧問となり、役員選考委員会の委員となる。

第3項 テクニカルアドバイザー

執行委員会が必要に応じてテクニカルアドバイザーを任命することができる。テクニカルアドバイザーは、分析対象、分析機器、共同試験の実施など、個々の分析上の課題に関する助言を与える。テクニカルアドバイザーはセクションの会員でなければならない。役員はテクニカルアドバイザーを兼務することができる。

第4項 役員被選挙資格

会長、次期会長、庶務幹事、会計幹事および事務局長はセクションの会員であり、同時に協会の会員でなければならない。

第5項 役員の任期

役員の任期は2年、または次期役員が任命されるまでとする。複数の役員を兼任することはできない。役員の任期は役員選出を行った会議の閉会をもって始まる。

第6項 役員の職務

1. 会長はセクションを代表する役員であり、次の職務を担当する。
 - a. 執行委員会の方針と議決に基づき、セクションの運営や活動すべてに責任を持つ。
 - b. 定期会議および特別会議を召集する。また必要に応じて執行委員会に郵送投票の実施を委任する。
 - c. 執行委員会の全会合およびセクションの年次総会を主宰する。
 - d. 執行委員会の承認を受け、全ての委員会の委員とその委員長を任命し、欠員が生じた場合はこの規定の条項に基づいて補充する。
 - e. 会長としての通常の職務および規定や執行委員会によって規定される職務を遂行する。
 - f. 任期終了後顧問に就任する。
2. 次期会長
 - a. セクションの年次総会で、必要な議事次第を用意する。
 - b. 会長が欠員の場合または職務に携われない場合に、会長の職務を代行する。
 - c. 会長によって指定された他の職務を行う。
 - d. 会長の辞任、職務遂行不能、死亡などの際に、ただちに会長の資格を継承する。
 - e. 会長の任期終了後、自動的に会長に就任する。
3. 庶務幹事
 - a. セクションの全ての会合の議事録を保管する。
 - b. 執行委員会の議事録を記録し、各役員に配布する。
 - c. セクションの年次総会に関連する連絡その他について、執行委員会の仕事を助ける。
 - d. セクションの会員名簿を正確に管理する。
 - e. セクションの選挙に関連し、役員選出用の投票用紙の準備や配布を含める種々の業務を行う。
 - f. セクションの会員名簿の変更や、セクション規定変更の申し出を協会の会員担当者に提供する。
 - g. セクションの活動に関する年次報告書を作成し、協会に提出する。
4. 会計幹事
 - a. 協会によって設定された財政ガイドラインに沿って、セクションの会計業務を行う。
 - b. 会費や登録費その他の徴収と、執行委員会によって承認された支払いを行い、それらの正確な記録を管理する。
 - c. セクションの会計収支に関する年間報告書をセクション執行委員会と協会に提出する。
 - d. 必要に応じて、執行委員会に定期的な会計報告書を提出する。
5. 事務局長
 - a. 会長、次期会長、庶務幹事、会計幹事の職務を補佐する。
 - b. 会長、次期会長、庶務幹事、会計幹事の何れかの職務と特定できない業務を行う。
 - c. 執行委員会、各種委員会、臨時特別委員会、実行小委員会の調整を行う。

第VI条 執行委員会

第1項 構成

執行委員会は会長、次期会長、庶務幹事、会計幹事、事務局長、および20名までの代議員から構成される。執行委員会の議長は会長が務める。会長は必要に応じ、顧問およびテクニカルアドバイザーに執行委員会への

出席を要請できる。

第2項 代議員

代議員は執行委員会およびセクションの年會に出席する。代議員は、協会またはセクションと、産官学の関連機関との協力関係を構築、維持、強化する。

第3項 任期

執行委員会の任期は2年、または次期委員会が選挙または承認されるまでとする。任期は、選出を行った会議の日から、終了の会議の日までとする。

第4項 資格

執行委員会構成員はセクションと協会の双方の会員の要件を満たさなければならない。

第5項 任務

1. 執行委員会はセクションの常設委員会であり、セクション年次総会の準備や方針の設定をはじめ、セクションおよび協会の規定で示されている目的の達成に必要な活動を行う。
2. 執行委員会は役員に欠員があった場合の補充人事を行う。
3. 執行委員会は、セクション規定との間に矛盾を生じない限り、セクションの目的を達成するために必要な委員会や実行小委員会の設置、強化、解散を行う。

第6項 會議

1. セクションの年次総会の準備を行うために、少なくとも年に1回執行委員会を開催する。これ以外の会合は、会長を含む執行委員会メンバー過半数の同意がある場合に、十分な予告期間をもって開催する。
2. 執行委員会の決定は多数決によって行う。
3. 役員が定期會議に出席できない場合は、不在投票を文書にして他の役員に託すことができる。

第七条 役員候補者の指名と選挙

第1項 候補者の指名

前会長、次期会長および執行委員会によって任命された他の2名の委員によって、役員選考委員会を設置し、次次期会長、庶務幹事、会計幹事、事務局長および代議員の候補者を選出する。

第2項 選挙

投票用紙は執行委員会の指示により、セクションの年次総会において、あるいは郵送によって、会員全員に配布される。(a)年次総会参加会員の多数決を取得、または(b)「郵送による投票」(第XII条)の条項に従って最多票数を受けた候補者を当選者とする。

第八条 セクションの會議

第1項 セクションの會議

執行委員会はセクションの年次総会および要請があればその他のセクション會議を開催する。セクションは毎年最低1回はセクション會議を開催しなくてはならない。執行委員会は事前に各會議の開催日時と場所を決定する。必要に応じて特別會議を開催する場合には、参加者に少なくとも15日前に通知しなければならない。

第2項 會議日程の制限

セクションの會議は、協会の年次総会の前後15日以内に予定してはいけない。

第3項 定足数

セクションの會議における定足数は、10名とセクション会員の10%との大きい方の数である。

第九条 會計年度

セクションの會計年度は1月1日から12月31日までとする。

第十条 解散

第1項 委任譲渡

セクションの自発的解散または協会によるセクション廃止が行われた場合には、負債および支払いを全て終えた後の残金および資産はすべて協会に譲渡される。この譲渡はセクションの負債支払い終了後60日以内に行わなければならない。譲渡終了後ただちに文書によって協会の理事長にその旨を通知する。

第X I 条 規定の改定

第1項 提案

規定の改定は、執行委員会による発議またはセクション会員 5 名以上による申請書を庶務幹事に提出することにより提案することができる。

第2項 通知

庶務幹事は規定の修正提案およびその説明、長所と短所など、執行委員会が適切と判断する資料を、セクション年次総会の参加者に配布する。改訂の提案は年次総会の 30 日以上前に執行委員会に提出されることが必要である。執行委員会は、改定案とその説明書を投票用紙とともにセクション会員に郵送し、郵送による投票を選択することもできる。

第3項 承認

規定の改定を可決するには、セクション会員の投票数の 2/3 以上の賛成票が必要である。

第4項 協会の承認

次の各条項への改訂には、セクション会員の投票数の 2/3 以上の賛成に加え、協会の理事会またはその代表者の承認が必要とされる。第 I 条、第 II 条、第 III 条、第 IV 条第 1 項、第 V 条第 2 項、第 VI 条第 4 項、第 VIII 条第 2 項、第 IX 条、第 X 条、第 X I 条、第 X II 条および第 X III 条。

第X II 条 郵送による投票

規定で特に定めていない限り、役員選挙、規定の改定などについては郵送のみによる投票を行うことができる。この場合、定足数は会員数の 10% または 10 名のうち大きい方の数である。セクションが指定した最終日までに到着した投票用紙を有効票とする。有効票の内、過半数の賛成によって可否を決定する。郵送による投票も、正式に開催された総会と同じように各種規定が適用される。

第X III 条 セクションの活動

セクション規定に規定されていない活動でも、執行委員会および協会の理事会によって承認、許可、確認されれば、セクションおよび協会の活動と見なされる。

以上

附則

1. 会長及び次期会長以外の役員が任期中、諸事情により任務を遂行することができなくなった場合、執行委員会で後任者について審議する。執行委員会で承認された後任者は、前任者の任期中、役員としてその任に当たる。
2. 次期会長が諸事情により任務を遂行することができなくなった場合であって、かつ次次期会長が選出されていない場合は、第 VII 条に従って選挙を実施する。
3. セクションの活動に必要な、郵便振替口座及び郵便貯金口座等を管理する口座管理者を設ける。
4. 執行役員及び口座管理者の名簿は、毎年度始め及び変更の都度、更新する。

以上

(第1回改定:2007年6月9日 第II条および附則の追加)

(第2回改定:2010年6月5日 第II条の事務局所在地の修正)